



年管管発0617第2号
平成23年6月17日

日本年金機構事業管理部門担当理事 殿

厚生労働省年金局事業管理課長



国民年金法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う事務の
取扱いについて

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成19年法律第110号）の施行に伴う国民年金法施行規則等の一部を改正する省令の内容については、平成23年5月10日年発0510第1号により厚生労働省年金局長から日本年金機構理事長あて通知されたところであるが、この省令の施行に関する事務については、下記の事項に留意し、遺漏のないよう取り扱われたい。

記

1. 住所変更届の取扱いについて

住民基本台帳ネットワーク（以下「住基ネット」という。）から本人確認情報の提供を受けることが可能な受給権者については、住所変更届の提出を省略できること。

ただし、日本年金機構において住民票コードが収録されていない者及び現在の住所と住民票の住所と一致していない者については、引き続き、住所変更届の提出が必要であること。

また、住民票コードの収録状況等については、年金振込通知書等を活用し受給権者へ周知すること。

2. 死亡届の取扱いについて

住基ネットから本人確認情報の提供を受けることが可能な受給権者については、死亡届の提出を省略できること。

ただし、死亡の事実があつてから、戸籍法上の届出期限である7日以内に市区町村に届出を行わなかった場合には、引き続き、死亡届の提出が必要であること。

また、住基ネットから死亡情報の提供を受けた場合は、遺族の方へ未支給年金等の手続きに関するお知らせを送付すること。

3. 受給権者でかつ被保険者の場合の取扱いについて

住基ネットから本人確認情報の提供を受けることが可能な受給権者でかつ被保険者である者について、住基ネットにより住所変更情報の提供を受けた場合は、受給権者原簿及び被保険者原簿について更新を行うこと。

また、上記の者について、住基ネットにより死亡情報の提供を受けた場合は、受給権者原簿について更新を行うこととし、被保険者原簿については、第1号被保険者（任意加入被保険者を含む。）及び第3号被保険者の場合に限り更新を行うこと。

4. 「住民基本台帳による住所の更新 停止・解除 申出書」（別紙1）の取扱いについて

（1）住民基本台帳による住所の更新停止

受給権者が住民票の住所とは異なる宛先に通知等の送付を希望する場合（本人が住民票の住所について棟番号や部屋番号の登録をせず、当該住所では通知等の送付ができない場合を含む。）は、住所変更届に加え、次の事項を記載した申出書を日本年金機構に提出することによって行うこと。

ただし、配偶者からの暴力被害者について、秘密の保持に配慮してほしい旨の申出があった場合は、「住民基本台帳による住所の更新 停止・解除 申出書」の提出は不要とし、住所の更新停止処理を行うこと。

- ① 受給権者の氏名、生年月日及び変更後の住所
- ② 基礎年金番号
- ③ 年金証書の年金コード
- ④ 更新停止する理由

（2）住民基本台帳による住所の更新停止解除

住民票の住所とは異なる宛先に通知等の送付を希望している受給権者が、宛先を住民票の住所に変更する場合は、住所変更届に加え、次の事項を記載した申出書を日本年金機構に提出することによって行うこと。

- ① 受給権者の氏名、生年月日及び変更後の住所
- ② 基礎年金番号
- ③ 年金証書の年金コード

5. 死亡届の省略に伴う年金証書の取扱いについて

死亡届の省略に伴い、従来、死亡届の添付書類とされていた年金証書については、未支給請求書及び遺族年金の裁定請求書の添付書類とされたこと。

なお、未支給年金等の請求者がいない場合には、遺族等に対して年金証書の廃棄を求めること。

6. 市町村における届出の取扱いについて

年金受給権者から住所変更届及び死亡届が提出された場合は、従来どおり、市町村において受付を行い、管轄する年金事務所等へ送付すること。

なお、住基ネットから本人確認情報の提供を受けることが可能な場合には、住所変更届及び死亡届の提出を省略できることについて、十分な説明を行うこと。

7. 制度周知用の協力依頼について

本省令の施行に関するパンフレット（別紙2、別紙3）を利用した制度周知については、地方厚生（支）局から管内市町村に対し、協力いただくよう依頼することとしている。

このため、当該パンフレットについては、実施時期までに年金事務所から市町村に適宜提供すること。

8. 事前準備について

(1) 日本年金機構に届出されている住所地と住民票上の住所地が一致していない受給権者については、住所の更新停止処理を行うこと。

ただし、平成23年9月末までの間は、この事前準備において住所の一部が相違することにより住所の更新停止処理を行った受給権者については、本人が住基ネットによる住所の更新を希望した場合は、「住民基本台帳による住所の更新 停止・解除 申出書」の提出を不要とし、住所の更新停止解除の処理を行うこと。

(2) 実施時において、配偶者からの暴力被害者及び成年後見を受けている受給権者については、住所の更新停止処理を行うこと。

9. 実施時期

この取扱いは、平成23年7月1日以降に住所変更及び死亡があったものから実施するものであること。

住民基本台帳による住所の更新停止・解除申出の様式（裏）

◎ 【記入上の注意点】

1. ①には、申出をされるご本人様の年金証書の基礎年金番号及び年金コードをご記入ください。
2. ②は、該当する元号を○印で囲んでください。
3. ③の統一事務所コード※欄は、何も記入しないでください。
4. 70歳以上で全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険にご加入中の方は、④又は⑤と⑥の欄、お勤め先の所在地・名称をご記入してください。
5. ⑦、⑧は、申出される内容に応じ、該当する番号を○印で囲んでください。

◎ 【住民基本台帳による住所の更新停止・解除を申出される方へ】

1. 更新の停止を申出された方は、今後、住所変更があった際には、年金事務所への届出が必要となります。
2. 更新の停止解除を申出された方は、今後、住所変更があった際には、年金事務所への届出が不要となります。
3. 日本年金機構に住民票コードが収録されていない方は、この申出をすることができません。

平成23年7月より、年金事務所等へ提出いただく「住所変更届」や「死亡届」は原則不要となりました！

年金受給権者の皆さま

平成23年7月より住民基本台帳ネットワークから住所変更等の情報を取得できるようになったため、これまで、ご本人様に提出いただく「現況届」を原則不要としていることに加えて、

平成23年7月より、
ご本人様より提出いただく「住所変更届」⇒ 原則不要
ご遺族様より提出いただく「死亡届」⇒ 原則不要
となります。

※1 日本年金機構において、住民票コードが収録されている方に限ります。

※2 年金事務所等への「死亡届」が不要となるのは、死亡の事実があったから、戸籍法上の届出期限である7日以内に市区町村に届出を行われた場合のみです。

ただし、亡くなられた方の未払い年金を受けられる場合は、これまでどおり年金事務所等への請求が必要です。

詳しくはお近くの「年金事務所」「街角の年金相談センター」または「ねんきんダイヤル」0570-05-1165（平日8:30～17:15）までお問い合わせください。

※IP電話・PHSからは03-6700-1165

（⇒ 裏面もご覧ください）

注意事項

- 日本年金機構において住民票コードが未収録となっている方や、現在の住所（日本年金機構からの通知等のあて先住所）と住民票の住所地と一致していない方が、今後、住所の変更があったときは、年金事務所等への住所変更届が必要です。
- 成年後見を受けている方等についても、今後、住所の変更があったときは、年金事務所等への住所変更届が必要です。
- 共済年金（旧公共企業体を除く）を受けられている方は、これまでどおり、各共済組合への届出は必要です。
- 今後、日本年金機構から各種お知らせを送付する際の「あて先」を住民票の記載内容とは別に希望される方は、別途、「住民基本台帳による住所の更新停止・解除申出書」の提出が必要になります。
- その他、住民基本台帳ネットワークシステムを活用した本人確認が行えない方については、今後も各種届出が必要となりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

【主な例】

- ・ 外国籍（外国人登録）の方、外国に居住している方
 - ・ 住基ネットに参加していない市区町村（国立市、矢祭町）にお住まいの方
- 死亡届も原則不要となりますが、ご遺族の方は、亡くなられた方への未払いの年金を受け取れる可能性等がありますので、年金事務所等にご相談ください。
 - 住民票コードの収録状況につきましては、平成23年6月に送付している、年金振込通知書等に記載しておりますので、ご確認願います。

～ 戸籍の死亡届をご提出された方へ ～

年金の手続きはお済みですか？

年金の手続きにかかるお知らせ

- 平成23年7月からは、日本年金機構に住民票コードが収録されている方につきましては、直接、当機構において住民基本台帳ネットワークからお亡くなりになられた情報が取得できるようになりました。
- これにより、年金事務所等に提出いただく死亡届も原則不要となります。（戸籍法上の届出期限である7日以内に市区町村に届出を行われた場合に限る。）
- ただし、亡くなられた方の未払い年金（未支給年金）を受け取る可能性があります。

配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の方

- 年金は、原則、受けている方がお亡くなりになった月の分まで受けることができます。そのため、亡くなられた方がまだ受け取っていない年金などがあるときは、生活をともにしていたご遺族の方が受け取ることができます。これを未支給年金といいます。
- 未支給年金を受け取ることができるご遺族の方は、生活をともにしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹となっており、その順位もこのとおりですので、年金事務所等へ手続きを行ってください。
- また、配偶者、子、父母、孫、祖父母の方につきましては、遺族年金を受けられる場合もございますので、年金事務所等へご相談ください。

上記以外の方（甥、姪など）

- お亡くなりになった方の年金証書をご確認いただき、廃棄をお願いいたします。

（⇒ 裏面もご覧ください）

未支給年金の手続きをされる方へ (必要となる書類のご案内)

未支給年金の手続きには、以下の書類が必要となります。

- 1 年金を受けていた方がお亡くなりになったことを確認できる戸籍謄本、戸籍抄本または住民票の写し
- 2 亡くなった方と、未支給年金をご請求される方との続柄が確認できる戸籍謄本（※）または戸籍抄本
- 3 亡くなった方と未支給年金をご請求される方が、生活をともにしていたことが確認できる住民票の写し（注1）
- 4 未支給年金をご請求される方のお振込先が確認できる金融機関の通帳
- 5 亡くなった方の年金証書（注2）

※ 1と2を戸籍謄本でご確認できる方は、戸籍謄本は1部で結構です。

注1 亡くなった方と別居していた方などについては、別途書類が必要となることがあります。詳しくは年金事務所等にご確認ください。

注2 亡くなった方の年金証書を紛失された場合は、ご請求時に、別途「事由書」をご記入いただきますので、ご了承ください。

死亡届の提出が遅れた場合など、払い済んだ年金があるときは、その旨をお知らせいただく必要があります。あらかじめご確認をお願いします。

詳しくはお近くの「年金事務所」「街角の年金相談センター」または「ねんきんダイヤル」0570-05-1165（平日8:30～17:15）までお問い合わせください。

※IP電話・PHSからは03-6700-1165

年管管発0617第3号
平成23年6月17日

地方厚生（支）局
年金調整課長 殿
年金管理課長 殿

厚生労働省年金局事業管理課長
（公印省略）

国民年金法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う事務の
取扱いについて

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成19年法律第110号）の施行に伴う国民年金法施行規則等の一部を改正する省令の内容については、平成23年5月10日年発0510第2号により厚生労働省年金局長から地方厚生（支）局長あて通知されたところであるが、この省令の施行に関する事務については、下記の事項に留意することとしているので、その内容につき御了知いただくとともに、貴管内各市町村への周知方よろしく取り計らわれたい。

なお、日本年金機構理事長に対して、別添のとおり通知を發出していることを申し添える。

記

1. 住所変更届の取扱いについて

住民基本台帳ネットワーク（以下「住基ネット」という。）から本人確認情報の提供を受けることが可能な受給権者については、住所変更届の提出を省略できること。

ただし、日本年金機構において住民票コードが収録されていない者及び現在の住所と住民票の住所と一致していない者については、引き続き、住所変更届の提出が必要であること。

また、住民票コードの収録状況等については、年金振込通知書等を活用し受給権者へ周知すること。

2. 死亡届の取扱いについて

住基ネットから本人確認情報の提供を受けることが可能な受給権者については、

死亡届の提出を省略できること。

ただし、死亡の事実があつてから、戸籍法上の届出期限である7日以内に市区町村に届出を行わなかった場合には、引き続き、死亡届の提出が必要であること。

また、住基ネットから死亡情報の提供を受けた場合は、遺族の方へ未支給年金等の手続きに関するお知らせを送付すること。

3. 受給権者でかつ被保険者の場合の取扱いについて

住基ネットから本人確認情報の提供を受けることが可能な受給権者でかつ被保険者である者について、住基ネットにより住所変更情報の提供を受けた場合は、受給権者原簿及び被保険者原簿について更新を行うこと。

また、上記の者について、住基ネットにより死亡情報の提供を受けた場合は、受給権者原簿について更新を行うこととし、被保険者原簿については、第1号被保険者(任意加入被保険者を含む。)及び第3号被保険者の場合に限り更新を行うこと。

4. 「住民基本台帳による住所の更新 停止・解除 申出書」(別紙1)の取扱いについて

(1) 住民基本台帳による住所の更新停止

受給権者が住民票の住所とは異なる宛先に通知等の送付を希望する場合(本人が住民票の住所について棟番号や部屋番号の登録をせず、当該住所では通知等の送付ができない場合を含む。)は、住所変更届に加え、次の事項を記載した申出書を日本年金機構に提出することによって行うこと。

ただし、配偶者からの暴力被害者について、秘密の保持に配慮してほしい旨の申出があった場合は、「住民基本台帳による住所の更新 停止・解除 申出書」の提出は不要とし、住所の更新停止処理を行うこと。

- ① 受給権者の氏名、生年月日及び変更後の住所
- ② 基礎年金番号
- ③ 年金証書の年金コード
- ④ 更新停止する理由

(2) 住民基本台帳による住所の更新停止解除

住民票の住所とは異なる宛先に通知等の送付を希望している受給権者が、宛先を住民票の住所に変更する場合は、住所変更届に加え、次の事項を記載した申出書を日本年金機構に提出することによって行うこと。

- ① 受給権者の氏名、生年月日及び変更後の住所
- ② 基礎年金番号
- ③ 年金証書の年金コード

5. 死亡届の省略に伴う年金証書の取扱いについて

死亡届の省略に伴い、従来、死亡届の添付書類とされていた年金証書については、未支給請求書及び遺族年金の裁定請求書の添付書類とされたこと。

なお、未支給年金等の請求者がいない場合には、遺族等に対して年金証書の廃棄を求めること。

6. 市町村における届出の取扱いについて

年金受給権者から住所変更届及び死亡届が提出された場合は、従来どおり、市町村において受付を行い、管轄する年金事務所等へ送付すること。

なお、住基ネットから本人確認情報の提供を受けることが可能な場合には、住所変更届及び死亡届の提出を省略できることについて、十分な説明を行うこと。

7. 制度周知用の協力依頼について

本省令の施行に関するパンフレット（別紙2、別紙3）を利用した制度周知について協力いただくよう、貴管内市町村に対し依頼すること。

なお、当該パンフレットについては、実施時期までに年金事務所から市町村に適宜提供する予定であることを申し添える。

8. 事前準備について

(1) 日本年金機構に届出されている住所地と住民票上の住所地が一致していない受給権者については、住所の更新停止処理を行うこと。

ただし、平成23年9月末までの間は、この事前準備において住所の一部が相違することにより住所の更新停止処理を行った受給権者については、本人が住基ネットによる住所の更新を希望した場合は、「住民基本台帳による住所の更新 停止・解除 申出書」の提出を不要とし、住所の更新停止解除の処理を行うこと。

(2) 実施時において、配偶者からの暴力被害者及び成年後見を受けている受給権者については、住所の更新停止処理を行うこと。

9. 実施時期

この取扱いは、平成23年7月1日以降に住所変更及び死亡があったものから実施するものであること。

住民基本台帳による住所の更新停止・解除申出の様式 (表)

届書コード	届書
5 5 5	

住民基本台帳による住所の更新 停止・解除 申出書

<日本年金機構からのお知らせの送付先について>
 ◇住民票上の住所とは別の住所へ送付先を希望される方は「停止」を○で囲んでください。
 ◇今後、住所を変更した際に住民票上の住所へ送付先を希望される方は「解除」を○で囲んでください。

① 郵便番号 (〒)										② 生年月日				送信	
										明治	1				
										大正	3				
										昭和	5				
										平成	7				

70歳以上で全国健康保険協会健康保険又は船員保険にご加入中の方は、こちらにもご記入してください。

③ 統一番号コード	④ 事業所管理記号	⑤ 船員所管管理記号	⑥ 船員保険管理番号	送信

⑦ 停止(解除)項目 (該当する番号を○で囲んでください)		⑧ 停止(解除)理由 (該当する番号を○で囲んでください)		送信
1	住所の更新停止を申出します。	0	施設入居等により住民票と異なる住所に居住しているため	
		2	DV被害を受けているため	
		3	成年後見を受けているため	
		9	その他	
0	更新停止の解除を申出します。	0	住民基本台帳による住所の変更を希望するため	

住民基本台帳による住所の更新停止(解除)を申出します。

平成 年 月 日

(住所) 〒 _____

(電話番号) _____

(氏名) _____

年金事務所印 事務センター印

70歳以上で全国健康保険協会健康保険又は船員保険にご加入中の方は、お勤め先の所在地等もご記入してください。

(お勤め先の所在地) _____

(お勤め先の名称) _____

住民基本台帳による住所の更新停止・解除申出の様式（裏）

◎ 【記入上の注意点】

1. ①には、申出をされるご本人様の年金証書の基礎年金番号及び年金コードをご記入ください。
2. ②は、該当する元号を○印で囲んでください。
3. ③の統一事務所コード※欄は、何も記入しないでください。
4. 70歳以上で全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険にご加入中の方は、④又は⑤と⑥の欄、お勤め先の所在地・名称をご記入してください。
5. ⑦、⑧は、申出される内容に応じ、該当する番号を○印で囲んでください。

◎ 【住民基本台帳による住所の更新停止・解除を申出される方へ】

1. 更新の停止を申出された方は、今後、住所変更があった際には、年金事務所への届出が必要となります。
2. 更新の停止解除を申出された方は、今後、住所変更があった際には、年金事務所への届出が不要となります。
3. 日本年金機構に住民票コードが収録されていない方は、この申出をすることができません。

平成23年7月より、年金事務所等へ提出いただく「住所変更届」や「死亡届」は原則不要となりました！

年金受給権者の皆さま

平成23年7月より住民基本台帳ネットワークから住所変更等の情報を取得できるようになったため、これまで、ご本人様に提出いただく「現況届」を原則不要としていることに加えて、

平成23年7月より、
ご本人様より提出いただく「住所変更届」⇒ 原則不要
ご遺族様より提出いただく「死亡届」⇒ 原則不要
となります。

※1 日本年金機構において、住民票コードが収録されている方に限ります。

※2 年金事務所等への「死亡届」が不要となるのは、死亡の事実があったから、戸籍法上の届出期限である7日以内に市区町村に届出を行われた場合のみです。

ただし、亡くなられた方の未払い年金を受けられる場合は、これまでどおり年金事務所等への請求が必要です。

詳しくはお近くの「年金事務所」「街角の年金相談センター」または「ねんきんダイヤル」0570-05-1165（平日8:30~17:15）までお問い合わせください。

※IP電話・PHSからは03-6700-1165

（⇒ 裏面もご覧ください）

注意事項

- 日本年金機構において住民票コードが未収録となっている方や、現在の住所（日本年金機構からの通知等のあて先住所）と住民票の住所地と一致していない方が、今後、住所の変更があったときは、年金事務所等への住所変更届が必要です。
 - 成年後見を受けている方等についても、今後、住所の変更があったときは、年金事務所等への住所変更届が必要です。
 - 共済年金（旧公共企業体を除く）を受けられている方は、これまでどおり、各共済組合への届出は必要です。
 - 今後、日本年金機構から各種お知らせを送付する際の「あて先」を住民票の記載内容とは別に希望される方は、別途、「住民基本台帳による住所の更新停止・解除申出書」の提出が必要になります。
 - その他、住民基本台帳ネットワークシステムを活用した本人確認が行えない方については、今後も各種届出が必要となりますので、ご理解いただきますようお願いします。
- 【主な例】
- ・ 外国籍（外国人登録）の方、外国に居住している方
 - ・ 住基ネットに参加していない市区町村（国立市、矢祭町）にお住まいの方
- 死亡届も原則不要となりますが、ご遺族の方は、亡くなられた方への未払いの年金を受け取れる可能性等がありますので、年金事務所等にご相談ください。
 - 住民票コードの収録状況につきましては、平成23年6月に送付している、年金振込通知書等に記載しておりますので、ご確認願います。

～ 戸籍の死亡届をご提出された方へ ～

年金の手続きはお済みですか？

年金の手続きにかかるお知らせ

- 平成23年7月からは、日本年金機構に住民票コードが収録されている方につきましては、直接、当機構において住民基本台帳ネットワークからお亡くなりになられた情報が取得できるようになりました。
- これにより、年金事務所等に提出いただく死亡届も原則不要となります。（戸籍法上の届出期限である7日以内に市区町村に届出を行われた場合に限る。）
- ただし、亡くなられた方の未払い年金（未支給年金）を受け取る可能性があります。

1 配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の方 （生活をともにしていた方が限ります）

- 年金は、原則、受けている方がお亡くなりになった月の分まで受けることができます。そのため、亡くなられた方がまだ受け取っていない年金などがあるときは、生活をともにしていたご遺族の方が受け取ることができます。これを未支給年金といいます。
- 未支給年金を受け取ることができるご遺族の方は、生活をともにしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹となっており、その順位もこのとおりですので、年金事務所等へ手続きを行ってください。
- また、配偶者、子、父母、孫、祖父母の方につきましては、遺族年金を受けられる場合もございますので、年金事務所等へご相談ください。

2 上記以外の方（甥、姪など）

- お亡くなりになった方の年金証書をご確認いただき、廃棄をお願いいたします。

（⇒ 裏面もご覧ください）

未支給年金の手続きをされる方へ (必要となる書類のご案内)

未支給年金の手続きには、以下の書類が必要となります。

- 1 年金を受けていた方がお亡くなりになったことを確認できる戸籍謄本、戸籍抄本または住民票の写し
- 2 亡くなった方と、未支給年金をご請求される方との続柄が確認できる戸籍謄本（※）または戸籍抄本
- 3 亡くなった方と未支給年金をご請求される方が、生活をともにしていたことが確認できる住民票の写し（注1）
- 4 未支給年金をご請求される方のお振込先が確認できる金融機関の通帳
- 5 亡くなった方の年金証書（注2）

※ 1と2を戸籍謄本でご確認できる方は、戸籍謄本は1部で結構です。

注1 亡くなった方と別居していた方などについては、別途書類が必要となることがあります。詳しくは年金事務所等にご確認ください。

注2 亡くなった方の年金証書を紛失された場合は、ご請求時に、別途「事由書」をご記入いただきますので、ご了承ください。

死亡届のご提出が遅れた場合など、未支給年金があるときは、その年金を受け取れる期間が短縮される場合があります。

詳しくはお近くの「年金事務所」「街角の年金相談センター」または「ねんぎんダイヤル」0570-05-1165（平日8:30～17:15）までお問い合わせください。

※IP電話・PHSからは03-6700-1165



ひと、暮らし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare



日本年金機構
Japan Pension Service